

みんなで取り組む

# 高等学校における 特別支援教育

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものです。



～発達障害のある生徒への継続的な支援を中心に～

岡山県教育委員会

平成22年3月



# 発達障害について

発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいいます。



基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態をさすもの

学習障害  
(LD)

注意欠陥多動性障害  
(ADHD)

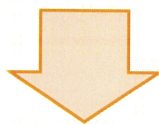
広汎性発達障害  
(PDD)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの

精神機能の広汎な領域に関する発達障害（発達の偏りや問題）という意味である。実際の臨床では、自閉症及び自閉症に類似した特徴を示す発達障害の総称として用いられるもの

## 高等学校において特に配慮すべき事項

- どの学校においても特別支援教育の対象になる生徒が在籍している場合を想定して実態把握を行う必要があります。
- 自己評価の低下による二次障害が、長期欠席や問題行動、学力不振などに現れるケースもあります。
- 高等学校が社会に出る直前の教育機関となる生徒もいることを考え、本人の特性はもちろん、本人、保護者の願いを考慮しながら、伸ばすところと改善するところを明確にする必要があります。



「正しい理解」

「職員間の共通理解」

「組織的、継続的な取組」

が不可欠です



# 特別な支援の必要な生徒

## 生徒をみる「視点」

高等学校で特別支援教育を進めていくためには、在籍する生徒の実態把握に努め、特別な支援を必要とする生徒の存在や状態を確かめることが大切です。教職員が学級担任や教科担任、部活動顧問などのさまざまな立場で担当する生徒について、学習・行動・生活面で困っている生徒がいないか、「気づく」ことが最初の一步になります。

### 〔学習面〕

- ・他の教科に比べて極端に苦手な教科がある。
- ・簡単な指示に対して、聞き間違いや聞きもらしをすることがある。
- ・板書が写せない。または、写すのに極端に時間がかかる。
- ・思いつくままに話すなど、筋道の通った話をすることが難しい。

など

### 〔生活面〕

- ・冗談やユーモアを理解せず、言葉どおりに受け止めていることがある。
- ・自分が非難されたり、非難されていると思い込んだりすると、過剰な反応をする。
- ・口げんかやこぜりあいなど、友だちとのトラブルが多い。
- ・急な日程変更や変化があると対応できない。または、自分なりの独特な日課や手順にこだわりがある。

など

### 〔行動面〕

- ・学習課題やホームルーム活動などで注意を集中し続けることが難しい。
- ・一斉の指示では行動に移すことができにくい。
- ・仕事を最後までやり遂げることができない。
- ・授業中や座っておくべき時に、席を離れてしまう。
- ・周りの音や様子などが気になり、集中して取り組めない。
- ・自分の行動の結果を予測することができにくい。

など

※これらの様子は、程度の差はあっても誰にでも当てはまりそうなことですが、このような行動等は、発達障害が原因となっていることも考えられます。



特別な支援が必要であると考えられる生徒については、特別支援教育コーディネーターや担任等を中心に多面的な情報収集や検討を行い、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行うことが大切です。その上で学校や家庭、地域での必要な支援や配慮について保護者と十分話し合い、連携しながら支援を進めることが必要です。

※生徒の発達や支援方法を探る手がかりを得るために、特別支援学校等による巡回相談等の活用や、保護者や本人の承諾のもと、心理検査を実施することも考えられます。



# 校内支援体制の整備

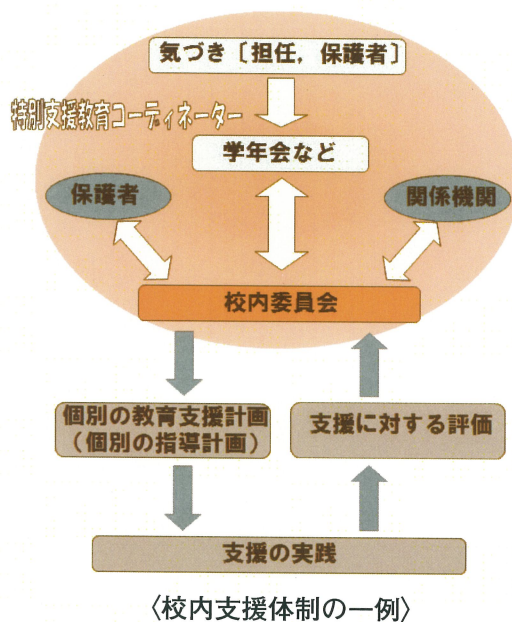
高等学校においても、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うことが必要です。そのために校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、対象生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる教職員で構成した、特別支援教育に関する校内委員会を設置することが重要です。また、これまで課題のある生徒に対しての実践において成果を上げてきた教育相談など、各学校の既存の組織やシステムを生かしながら取り組むことが大切です。

## 〔特別支援教育コーディネーターの役割〕

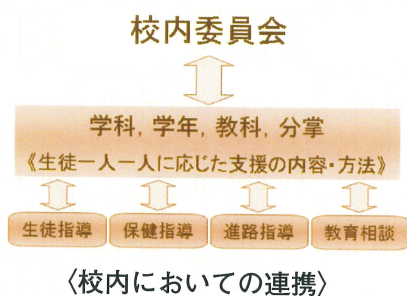
- 校内における役割
  - ・特別な支援を必要とする生徒について、学校、家庭、地域などでのニーズの把握や情報収集
  - ・校内委員会や校内研修の推進役
  - ・担任が支援策を検討・実施する際の助言 など
- 外部の関係機関との連絡調整
  - ・関係機関の情報収集・整理、連絡調整
  - ・巡回相談員、専門家チームとの連携
- 保護者の相談窓口

## 〔校内委員会の役割〕

- 特別な支援が必要な生徒に早期に気づく体制の検討
- 対象生徒の実態把握と支援方策の検討
- 保護者や関係機関と連携した「個別的教育支援計画」の作成
- 生徒への支援と保護者との連携について、全教職員による共通理解



高等学校段階において発達障害のある生徒は、学習面だけでなく、生活面や対人関係面などに多くの困難さを複雑に抱えているケースがみられます。そのため、学級担任や教科担任などの一部の教職員だけではなく、生徒指導、保健指導、進路指導、教育相談などの各担当が情報を共有した上で連携を十分に図り、それぞれが取り組めることを整理し、支援策を検討していくことが必要になります。



## 《取組の一例》

- 学級担任や教科担任による集団指導の中での個別的な配慮
- 校内全体での総合的な支援
  - ・教育相談でのカウンセリング、相談活動の推進と保護者との連携構築
  - ・ソーシャルスキルやストレスマネジメントを学ぶ機会の導入
  - ・キャリア教育の推進やインターンシップの導入
  - ・授業改善を目指した授業研究の推進
  - ・基礎的な学力習得を目指した個別指導、小集団指導の実施



# 継続的な支援

## 中学校からの情報の引き継ぎ

高等学校で適切な支援を行ううえで、中学校からの情報の引き継ぎは大変重要です。できるだけ早い時期に本人・保護者の了解のもと、情報の引き継ぎをする必要があります。

中学校においては、高等学校への入学に際し、必要かつ適切な配慮や支援がなされるよう、生徒の障害の状態や中学校における指導状況等について、高等学校側に伝えることができる体制を整えておくことが必要です。なお、これらの情報は個人情報にかかわるものであるため、生徒や保護者と十分に相談し、了解を得て引き継ぐことが大切です。

高等学校においては、中学校や保護者からの情報提供を待つだけではなく、気になる生徒については入学決定後速やかに、特別支援教育コーディネーターを中心に関係担当者が中学校訪問等を実施し、積極的に実態把握に努めることが大切です。

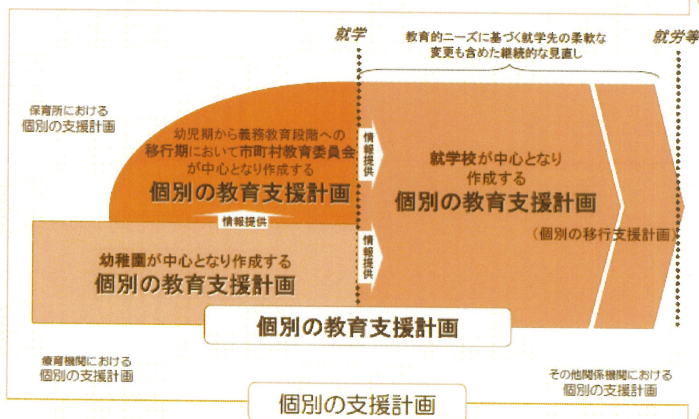
その際には、学習等に関する困難な状況を把握するだけでなく、得意なことや中学校での具体的な支援の工夫についても情報を得るようにし、どのような環境や条件を整えば生徒が本来持っている能力を十分に発揮できるかについての情報を得ることが大切です。



## 個別の教育支援計画

「個別の教育支援計画」は、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、教育のみならず、保健、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組や関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として作成するものです。

### 個別の教育支援計画について



〈文部科学省ホームページより引用〉

### 【個別の支援計画】

医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が、乳幼児期から学校卒業後まで、障害のある子どもに一貫した支援を行うことができるようにするための計画で、個別の教育支援計画はこの中に含まれる

### 【個別の指導計画】

学校における教育課程や該当生徒の個別の教育支援計画に基づいて指導目標や内容・方法の明確化、具体化を図るための計画

### 【個別の移行支援計画】

卒業後の就労・生活支援への円滑な移行を見通し、在学中から関係機関と連携して一人一人のニーズに応じた支援をするための計画であり、個別の教育支援計画の一部



# 個別の教育支援計画の作成

個別の教育支援計画の作成にあたっては、適切な指導・支援を検討するために、特別支援教育コーディネーターや担任などが中心となり、多面的に情報を収集することが必要です。  
 ※以下に示す様式例は、岡山県教育庁指導課特別支援教育室のホームページからダウンロードできます。

## 【様式例】

平成 年度～ 年度 ○○立◇◇高等学校 個別の教育支援計画

初回記入者氏名：		初回記入年月日： 年 月 日	
担任氏名	1年	2年	3年
生徒氏名	性別( )		生年月日 平成 年 月 日
出身中学校	立	学校	電話( )
現住所	〒		
保護者氏名 (続柄)	( )	電話( )	緊急連絡先( )
医療機関		診断等	
通院の有無(有・無)		医師による診断の有無(有・無)	
医療機関名：		診断名：	
治医：		診断年月： 年 月	
院の状況：		手帳： 年 月取得	
本人の特徴(性格、行動、得意なこと、苦手なこと)(◎本人・○保護者・◇中学校より)			
これまでの支援の様子(○保護者・◇中学校・※他の機関より)			
これまでの様子(取組)		今後必要と思われる支援	
学習			
行動			
対人			
その他			
将来の生活・現在の生活についての希望(将来◎・現在○)			
本人		保護者	

「個別の教育支援計画」については、個人情報保護に特に配慮し、管理・活用をすることが重要です。

対象生徒についての基礎的な情報を把握します。

支援を行うには情報の引き継ぎが大切です。

対象生徒の特徴や、これまでの様子、支援の状況を把握します。

- 登校(出席)の様子
- 学校生活
- 友人との関係
- 教師との関係
- 療育、相談歴

これまでのことを考慮し、今後の高校生活の中で、本人・保護者が望む支援や、必要と考えられる支援について把握します。

※このパンフレットでいう高等学校における「個別の教育支援計画」とは、小・中学校における「個別の指導計画」の機能も併せ有するもので、障害のある生徒の教育的ニーズや学校生活全般における指導・支援の内容、方法、連携する関係機関との役割分担等を明示するものと考えています。  
 ※生徒への適切な支援を行うには、保護者の理解と協力が重要です。「個別の教育支援計画」の作成過程において、保護者の積極的な参画を促し、計画の内容について保護者の意見を十分に聞いて作成することが必要です。



※生徒が在学している間、個別の教育支援計画には、変更した内容や、新たに決まった事項を追記しながら、教育的な支援の必要な生徒についての引き継ぎを行っていくことが大切です。

支援の目標（長期◎・短期○）		
支援内容		
現状と課題		具体的な配慮・対応・支援策
状況	担任	
背景	学校・学級	
解釈	家庭	
	その他	
学		
習		
行		
動		
対		
校		
人		
そ		
の		
他		
家		
庭		
余		
支援会議の記録		
時) 年 月 日	〔参加者〕	〔協議内容、確認事項等〕
支援内容の評価		

対象生徒について、支援の方針や目標を記入します。

長期目標としては1年程度で達成が見込まれる内容、短期目標としては、学期程度で達成が見込まれる内容がよいと考えられます。

対象生徒の状況によっては、緊急的な対応が必要な場合もあります。その場合の共通確認事項を記入します。

対象生徒の支援について、生徒の生活場面や関係する機関で「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どのように」支援するのかを、できるだけ具体的に記入します。

支援のための会議は必ず記録に残します。一回の時間を長くかけすぎず、必ず何か結論を得て終われるように心がけます。次回の日時を決めて終わることも大切です。

基本的には学期、少なくとも年1回は支援の目標、支援の内容について評価を行い、その妥当性について検討することが必要です。

## 卒業後につながる支援

特別な支援を必要とする生徒については、卒業後の生活を見通して、将来の自立と社会参加に向けた適切な進路指導を行うことが大切です。とりわけ発達障害のある生徒については、就労する能力や意欲はあるものの、実際の就労に結びついていないケースも多くあります。

進路指導を行うに当たっては、生徒自身が学習や社会生活上の困難について適切な自己理解を深め、職業適性や困難さを乗り越えるための対処方法を身につけることができるよう、個別の教育支援計画に基づいて適切な指導や支援を行うことが必要です。

また、就労・進学先などの卒業後の生活の場においても適切な支援が継続されるように、可能な限り支援・連携の体制を構築することが期待されます。



# 関係機関との連携

## 特別支援学校と連携する

地域の特別支援教育のセンター的機能として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校等の要請を受けて、幼児児童生徒の学習及び生活の支援の進め方や個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成等について助言・援助を行っています。また、障害のある生徒についての教育相談や校内研修への支援等も行っています。まずは最寄りの特別支援学校にご連絡ください。

## 地域の関係機関と連携する

支援の必要な生徒に対して具体的な指導・支援を行ったり、個別の教育支援計画を作成したりする際には、地域の関係機関の専門的な意見や助言を得ることなどが大切です。地域の保健、福祉などの機関についての情報を十分に収集し、必要に応じた連携が図れるよう、体制を整備しておくことも大切です。実際に連携するときには保護者を通じて行うことも考えられます。

## 医療機関と連携する

発達障害を含めて障害のある生徒の支援を行うには医療にかかわる情報をきちんと整理しておくことが大切です。また、診断や生活上必要な配慮など、専門的な指導や助言を得るうえで医療機関との連携は大変重要です。本人・保護者の了解のもと（場合によっては保護者を通じて）、正しい情報が共有できるように連携することが大切です。

## 労働関係機関と連携する

卒業後、社会的に自立した生活を送ることができるよう、将来を見通した支援を行う際に、ハローワークや職業センターなどの労働関係機関について情報を収集し、連携を図ることが大切です。就労の際の支援や活用できるサービスについてはもちろん、就労後のアフターケアやその他の支援についての連携を行い、卒業後の生活にスムーズに移行できるようにする必要があります。

## 岡山県内の特別支援学校 〔校名は平成22年4月以降のものです〕

岡山盲学校〔視〕	086-272-3165	西備支援学校〔知・肢〕	0865-63-1603
岡山聾学校〔聴〕	086-279-2127	岡山県健康の森学園支援学校〔知〕	0867-96-2995
岡山支援学校〔肢〕	086-275-1010	東備支援学校〔知〕	0869-66-8501
岡山西支援学校〔知〕	086-243-4535	早島支援学校〔病・肢〕	086-482-2131
岡山東支援学校〔肢・知〕	086-279-3020	誕生寺支援学校〔知・肢〕	0867-28-2321
岡山南支援学校〔知〕	086-298-1090	倉敷市立倉敷支援学校〔知〕	086-425-4611
岡山瀬戸高等支援学校〔知〕	086-952-5633	岡山大学教育学部附属 特別支援学校〔知〕	086-277-7431
倉敷琴浦高等支援学校〔知〕	086-477-9301		

資料に関する  
お問い合わせ先

## 岡山県教育庁指導課特別支援教育室

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

Tel (086) 226-7587 (直通) Fax (086) 224-3035

[http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec\\_sec1=147](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=147)